

4月に小学1年生になる人または平成21年4月2日以降生まれ(高校1年生世代)の人へ 子ども医療費助成の申請手続きをしてください

問 国保年金課 ☎・有(582)1120 FAX(583)9738

子育て支援策充実の観点から、子育て世代の医療費における経済的負担の軽減を図るため、小学1年～高校3年生を対象に、保険適用となる医療費の助成を実施しています。

助成対象者	診療内容	自己負担額
市内在住の 小学1年～中学3年生	通院医療費	医療機関ごとに1ヵ月につき500円 ※ただし、同一病院でも歯科は別計算します。(院外調剤薬局は、自己負担金なし)
	入院医療費	自己負担金なし
市内在住の 高校1年～3年生	通院医療費	医療機関ごとに1ヵ月につき500円 ※ただし、同一病院でも歯科は別計算します。(院外調剤薬局は、自己負担金なし)
	入院医療費	1日当たり1,000円(月額1万4,000円限度)

※他の福祉医療費助成(障害者、ひとり親家庭)や生活保護を受けている場合は、その制度が優先となります。

申 2月28日(金)までに申請書に必要事項を記入し、対象者の保険情報の分かるもの(保険証・資格情報のお知らせなど)の写しと申請書を同封の返信用封筒で郵送してください。

※今回の申請対象者宛てに、2月上旬から申請書を順次送付しています。

他 受給券は県内のみ有効です。県外で受診された場合は、医療機関での支払い後、領収書、振込先口座の分かるもの、子ども医療受給券、お子さまの保険情報の分かるものを持参して上記へ申請してください。

国民年金第1号被保険者は産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

問・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220 FAX(562)9638
 ・国保年金課 ☎・有(582)1120 FAX(583)9738

国民年金第1号被保険者(20～59歳の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人など)で、平成31年2月1日以降に出産した場合は、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除期間中は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除の適用を受けるには届け出が必要です。届け出は、出産予定日の6ヵ月前からでき、出産後はいつでもできます。現在、一般保険料免除や法定免除の適用を受けている人も届け出が必要です。

保険料納付が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間。ただし、多胎妊娠(2人以上を同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から最大6ヵ月間

※出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいい、死産、流産、早産の場合を含みます。

	3ヵ月前	2ヵ月前	1ヵ月前		1ヵ月後	2ヵ月後	3ヵ月後
単胎の人				出産予定日 (出産日)			
多胎の人				出産予定日 (出産日)			

持 年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書など)、マイナンバーカード・運転免許証など本人確認書類
 母子健康手帳(出産前に届け出する場合のみ)
 委任状(同世帯以外の人が届け出する場合のみ)
 出生証明書など出産日および親子関係が確認できる書類(子が別世帯の場合のみ)

